

木質バイオマス認定事業者セミナー2022 (概要報告)



1. 目的 : 平成 24 年 7 月より「再生可能エネルギーの固定買取制度」(FIT 制度) が施行され、本会では林野庁ガイドラインに準拠し「自主行動規範」、「事業者認定実施要領」を定め、「関連組合員」の業務円滑化に対応してきた。事業者認定制度発足から 10 年が経過し、認定事業者数も県内東部地区を主体に増加傾向にある中、制度運用実務者である認定事業者の責務を再確認し、認定制度の的確運用を目指す。
2. 日時・会場 : 令和 4 年 12 月 6 日 (火) ふじさんめっせ 会議室兼小展示場
3. 参加者 : 合計 57 名 (うち認定事業者 53 名)
4. 内容 :

主催者挨拶

静岡県木材協同組合連合会 事務局

木質バイオマス証明事業者認定制度は、認定事業者の皆様が制度のルールを守ることで共通の利益がまわってくるものであり、誰かがルールを逸脱すれば制度の信頼性が揺らいでしまうため、的確に運用していただくことが必須である。

県木連では、現場調査を実施しているほか、「(一社)日本木質バイオマスエネルギー協会」より大久保敏宏氏を招いてセミナーを開催している。制度の内容は変更されることがあるため、セミナーを通じて、1 つでも多く得るものを持って帰っていただきたい。

制度の肝である、「現場の分別管理」と「証明書の適切な受け渡し」については、本日のセミナーで特に注意して聞いていただきたい。

講

座

: 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について

講師 / (一社)日本木質バイオマスエネルギー協会 主任専門調査員 大久保敏宏氏

- ① 「FIT 制度」および「木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について
 - FIT 制度により、木質バイオマス燃料はその由来によって「間伐材等由来の木質バイオマス(未利用木材)」、「一般木質バイオマス」、「建設資材廃棄物」の 3 つに区分され「固定価格」で買い取りされ、最終的に、エンドユーザーが「再生エネルギー賦課金」として負担する仕組みとなっている。
 - 林野庁ガイドラインでは、サプライチェーンを構成する木材関連事業者が発行する証明書の連鎖によって、木質バイオマスの由来を証明することとしている。
 - 再生可能エネルギーの普及に伴い賦課金も増えているため、近年は適正な運用について国民の見る目が厳しくなっている。
 - 買取価格は、材の運搬からチップ化するまでのコストを基に設定されている。
- ② ガイドライン運用の概要と基本事項
 - 事業者認定の注意点として、「運搬のみを担う事業者(由来の混在が想定されない場合)」、「法令による伐採の手続きが不要な立木(屋敷林・剪定枝など)」については、事業者認定が不要である。ただし、「木の駅プロジェクトや自伐林家」については、認定事業者となり、証明書の発行が必要であることが説明された。
 - 証明書発行については、「分別管理を行う事業者が証明書を発行する」、「認定団体より認定を受けた事業者のみ証明書の発行が可能」、「納入毎に証明が必要」、「確認書類と証明書発行者が異なる場合は、両者の関係を示す書類(委託契約書・注文書など)が必要」が注意点であることが説明された。

- ・「間伐材由来の丸太であっても、他の製品を目的に加工する場合の副産物とみなせる材（バーカーで剥離した樹皮など）」や「木材生産以外の目的（林道工事など）で、自治体等から伐採・搬出費用が捻出される場合」は、一般バイオマスとなることが説明された。
- ・由来ごとにまとめる「分別管理の重要性」が説明され、「素材生産事業者」、「チップ等加工事業者」、「流通業者」における具体例が紹介された。

③ 参考情報（昨年度からの変更事項など）

- ・証明書の保管方法について、これまでの紙面での保管に加え、「電子保管も認めること」や、「廃棄物該当性の判断事例」と「河川内樹木、ダム流木利用の手引」について参考資料が紹介された。

④ 発電利用に供する燃料材の動向

- ・資料の通り、「木質バイオマス利用の現状」と「燃料用チップの推移」について説明された。

⑤ 「よくあるご質問」について

- ・重複している内容を割愛し、「街路樹や公園から排出される剪定枝の区分」、「証明書に記載すべき項目」、「災害被災木の扱い」について解説された。

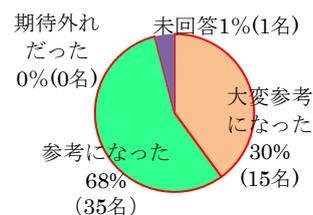
質疑応答

- ： Q. 木質バイオマスの証明書は、なぜ納入ごと（受け渡しの際）に必要なのか？
 A. ガイドラインでは「納入ごとに証明書の交付を繰り返す」こととなっており、現物の流れと証明書の連鎖が一致していないと、適切な運営とならないため。

5. アンケート : 回収数 51 名 (対象 55 名、回収率 92.7%)

《研修会および制度に対する意見等》

- ・管理が大変なので、証明書は作業現場一括で良いのでは？
- ・資料がカラープリントの方が分かりやすい。
- ・前回より理解を深められた。今後の業務に活用していく中
- ・不要な枝葉が資源となり、有効に再利用できるものだと理解できた。
- ・災害木なども取り扱いについて、HP で確認したい。
- ・剪定枝の扱いや災害木くずの解釈が自治体に委ねられているのは、不公平に感じる。全国で統一できる見解を環境省も巻き込んでできないものか。



6. 記録画像 :

